

あわぎん資金集中サービス利用規定

1. (あわぎん資金集中サービス)

当行は予め届出の「あわぎん資金集中サービス利用契約書」(以下「契約書」という)および「あわぎん資金集中サービス依頼書」(以下「依頼書」という)にもとづき、当行の本支店における貴社(貴殿)の支社・営業所等(以下「支社等」という)の預金口座(以下「引落指定口座」)から資金を引落とし、自動的に貴社(貴殿)の本社等の預金口座へ資金を振替える事務処理を行います。

2. (あわぎん資金集中サービス依頼書の受理等)

あわぎん資金集中サービス(以下「本サービス」という)の対象となる貴社(貴殿)の支社等から依頼書を取りまとめ、当行のとりまとめ店へ提出してください。

3. (振替方法)

(1) 資金の引落とし

引落指定口座からの資金の引落としは、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳・払戻請求書の提出は必要とせず手続きいたします。

(2) 振替基準残高

振替日に資金集中を実施する基準となる残高は、引落指定口座の振替日前日の23時～24時の間の当行任意の時刻の最終支払い可能残高から、振替日当日の本サービス以外の口座振替契約による支払金額(原則として、振替日前日までに当行に依頼のなされた支払金額)を控除した後の残高を振替基準残高とします。

(3) 振替不能の処理

当行は振替基準残高が、指定の金額に満たない等の事由により、振替不能の場合は入金督促等は行わず、当日の振替手続きは行いません。

4. (手数料等)

本サービスの利用に当たっては、契約書記載の手数料を支払ってください。手数料は手数料合計額およびこれに係る消費税等相当額を、契約書記載の手数料引落指定口座より1カ月分をまとめて翌月の所定日に引落します。なお、引落しに際しては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳・払戻請求書の提出を受けないものとします。

5. (成年後見人等の届出)

(1) 契約者は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、当行に届出のものとします。また、契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出のものとします。

(2) 契約者は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合は、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって、当行に届出のものとします。

(3) 契約者は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合も、前2項と同様当行に届出のものとします。

(4) 契約者は、前3項の届け出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって、ただちに当行に届出のものとします。

6. (解約・変更)

本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、依頼内容の全部または一部を変更する場合および解約する場合は、契約書、依頼書により当行のとりまとめ店へ提出してください。

万一、この届出がなかったことにより生じた損害等については当行は一切責任を負いません。

また、引落指定口座が解約された場合は、当該口座に関する契約は自動的に解約されたものとして処理します。

7. (免責)

(1) 本契約書、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 当行の責に帰することのできない事由により、取り扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害等については、当行は責任を負いません。

8. (サービス内容・規定等の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には当行のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

9. (関係規定の適用・準用)

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、振込規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

10. (合意管轄)

本サービスの利用に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、徳島地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。